

『近代日本と福澤諭吉』（小室正紀編著）第2刷（2020年4月刊行）から第3刷（2025年4月刊行）における変更・訂正点

p.50 下から6行目（選択的夫婦別姓については、……）から p.51 6行目（……証左であろう。） を下記に差し替え

→ 選択的夫婦別姓については、長い間議論が重ねられてきた。導入に賛成か反対かだけでなく、令和元（2019）年からパスポートや運転免許証に旧姓の併記が認められるようになり、令和4（2022）年に法務部民事局が発表した「夫婦の氏に関する調査結果の整理」では、旧姓の通称使用の法制度を設けるとする意見も42.2%あった。依然、夫婦の姓が異なれば、家族間の絆は弱まり家族が崩壊する、子どもに混乱が生じ不利益をもたらすといった反対意見も展開されている。しかし令和6（2024）年5月のNHKの世論調査によれば、賛成意見は62%に達した。福澤は家族の実体とその名称との関係性にいち早く問題点を見出し、新たな姓のあり方を提唱した。彼が家族の本質を見据えていた証左であろう。

p.52 ページ下から9行目（男性の育児休暇の取得率……）から同下から5行目（……判断することが重要であろう。） を下記に差し替え

→同僚たちの顔色を窺いながらで、思い切った行動ができないという指摘もある。たとえば男性の育児休業の取得率は上昇しているものの、その日数は令和5（2023）年の取得者の15.7%は5日未満で、実態が伴っているかは疑問である。

また福澤のいう「勇気なき痴漢」は男性だけでなく女性も同様である。彼が主張するように、男女ともにステレオタイプな概念や社会の評価に左右されず、自分たち自身で状況に応じて判断することが重要であろう。

p.65 注7 を下記に差し替え

7 総務省の「令和3年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果」によれば、6歳未満の子供を持つ夫婦で夫婦と子供のみの世帯の場合、夫の育児に費やす時間は週1時間5分と以前よりは増しているが、妻が費やす3時間54分とは隔たりがあり、また妻にとって家事全体に費やす時間が減少するなかで、育児に費やす時間は増加している。また男性の育児休業の取得率は、令和5（2023）年には厚生労働省の調査で30.1%にまで上昇しているものの、女性の84.1%とは大差があり、またその休業期間は女性の92.5%が6か月以上であるのに対し、男性は37.7%が2週間未満、5日未満も15.7%と短い（厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課「令和5年度育児休業取得率の調査結果公表、改正育児・介護休業法等の概要について」）。

p.201 註6 を下記に訂正

時事新報社説「世界の景況」、明治18（1885）年5月4日付。

→ 時事新報社説「世界の景況」、明治18（1885）年1月21日付。